



埼玉県報

第485号
令和6年(2024年)
1月30日
火曜日

目次

条例のあらまし

- 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例及び埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例のあらまし(薬務課)
- 埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例のあらまし(住宅課)

条例

- 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例及び埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例(薬務課)
- 埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例(住宅課)

規則

- 埼玉県生活科学センター管理規則の一部を改正する規則(消費生活課)
- 埼玉県いじめ問題調査審議会規則の一部を改正する規則(生徒指導課)

告示

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出(社会福祉課)
- 漁業権の免許（生産振興課）
- 第五種共同漁業権遊漁規則（生産振興課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 廃川敷地等の公示（河川環境課）
- 国道 254 号バイパスふじみ野地区土地区画整理組合の定款の変更（市街地整備課）
- 一般国道 254 号の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 一般国道 254 号の道路の占用を制限する区域の指定（川越県土整備事務所）
- 県道本庄寄居線の供用の開始（本庄県土整備事務所）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例及び埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第一号）（薬務課）

一 趣旨

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部改正により、「大麻」が麻薬及び向精神薬取締法に規定する「麻薬」として規制されることに伴い規定の整備を行う。

二 内容

(一) 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例
薬物の定義の改正

(二) 埼玉県青少年健全育成条例
文言の整理

三 施行期日

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二号）（住宅課）

一 趣旨

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備をするための改正

二 内容

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、埼玉県県営住宅条例中の引用部分について規定の整備を行う。

三 施行期日

令和六年四月一日

条 例

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例及び埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第一号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例及び埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

(埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第一条 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年埼玉県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に、「同条第六号」を「同項第六号」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第十一条第一項中「第二条第七号」を「第二条第六号」に改める。

第十二条第一項中「第六号」を「第五号」に改める。

第十七条第一項中「第二条第七号」を「第二条第六号」に改める。

(埼玉県青少年健全育成条例の一部改正)

第二条 埼玉県青少年健全育成条例(昭和五十八年埼玉県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第三号中「大麻」を削る。

附 則

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和五年法律第八十四号)の施行の日から施行する。

条 例

埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第二号

埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例

埼玉県県営住宅条例（昭和三十四年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号チ(2)中「第十条第一項」の下に「又は第十条の二」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県生活科学センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二号

埼玉県生活科学センター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県生活科学センター管理規則（平成十五年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

様式第三号から様式第五号までの規定中「㊦」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県いじめ問題調査審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年一月三十日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第一号

埼玉県いじめ問題調査審議会規則の一部を改正する規則

埼玉県いじめ問題調査審議会規則（平成二十六年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「五人」を「六人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

令和六年一月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名 称	開設者名	所 在 地	指定年月日
医療法人社団悠翔会悠翔会在宅クリニック春日部	悠翔会 医療法人社団悠翔会	春日部市中央一―一―八第六宝光ビル三階	令和五年十二月一日
こぐち内科呼吸器クリニック	医療法人こぐち内科呼吸器クリニック	上尾市壺丁目東三七―一〇	令和五年十二月一日
草加すぎうら内科クリニック	KW 医療法人社団T	草加市高砂二―一―二二三階	令和五年十二月一日
北戸田アルプス皮膚科	古賀 弘志	戸田市新曾二二二〇―一北戸田ファーストゲートタワー二階	令和六年一月一日
所沢美原総合病院	社会医療法人社団埼玉巨樹の会	所沢市美原町二―二九三四―三	令和五年十一月二十五日
木ノ内在宅クリニック加須	青木 寛明	加須市三股二―八―一二	令和六年一月一日

医療法人社団添陽 会本庄ひだまりク リニック	医療法人社団添 陽会	深谷市岡二―一四―二〇	令和五年十二 月一日
坂田在宅クリニッ ク	上野 義也	桶川市坂田一五一五―一	令和六年一月 一日
吉川美南駅前メン タルクリニック	杉崎 諒太	吉川市美南二―二三―二吉川 美南駅前ソリューションビル 二D区画	令和六年一月 一日
吉川みなみクリニ ック	長澤 美佳	F 吉川市美南二―二三―一 三	令和五年十二 月四日
LeMonおとな とこどものクリニ ック	医療法人慈公会	F 戸田市新曾四二三トモエビル	令和五年十二 月十九日
かぞ歯科医院	向後 博仁	加須市下樋遣川一四一七―二	令和五年十一 月二十日
鶴ヶ島のがわ歯科	野川 治秀	五 鶴ヶ島市五味ヶ谷二〇二―二	令和六年一月 一日
鶴瀬ヒロデンタル クリニック	阿賀 浩人	富士見市鶴馬一―二〇―七 グランドステージーF	令和五年十二 月二十六日
セキ薬局 鷺宮西 店	株式会社セキ薬 品	久喜市葛梅二―二〇―二	令和六年一月 一日
セキ薬局 松伏中 央店	株式会社セキ薬 品	二 北葛飾郡松伏町松葉一―五―	令和六年一月 一日
ともいき訪問看護 ステーション	株式会社ひいら ぎ	室 草加市瀬崎七―一―二三B l u m e F i n e 一〇一号	令和五年十二 月一日

河野 祐希	海老塚 歩夢	奥田 永生	氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
			名称	所在地			
柳沢駅前接骨院	飯能駅前接骨院	奥田接骨院	柳沢駅前接骨院	飯能市柳町二三―五	東京都西東京市保谷町三 ―一二―一四	令和六年一月 四日	
			志木市本町五―四―四七			令和五年十二 月二十一日	

二 指定施術機関

お結び訪問看護ステーション清門ツナマヨST	株式会社モア	草加市清門二―二二―一ブル ―フェザーマンション二〇六 号	令和五年十二 月一日
訪問看護ステーションあやめ新座	株式会社フアーストナース	新座市石神二―一―三四グ レイスアヴェニュー一〇二号 室	令和五年十二 月一日
訪問看護ステーションミュー	合同会社ミュー	北本市中丸一―四五―二マル コーポD一〇一	令和五年十二 月一日
訪問看護ステーション ぱんだ蕨	株式会社PND	蕨市北町一―二一―一九	令和五年十二 月一日
ぽぷら訪問看護ステーション	ぽぷら訪問看護株式会社	上尾市小敷谷七七―一西上尾 第二団地第三街区七号棟一〇 三号室	令和五年十二 月一日

氏原 直人	齊藤 徹	星 真	柳田 憲作	
ひかり整骨院	齊藤 徹	株式会社フレア ス	エールケアサ ビス	吹上みなみ治療 院
和光市新倉三―五―二八	坂本 深谷市萱場五三―一ST	さいたま市緑区芝原一― 二五―一二セブンビル一 階	鴻巣市前砂二四八―四	鴻巣市南二―七―二
令和六年一月 一日	令和六年一月 一日	令和五年十二 月一日	令和五年十一 月一日	令和五年十一 月一日

告示

埼玉県告示第八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和六年一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
訪問看護ステーション Style	所在地	狭山市新狭山二―一九―二〇コーポ内田一〇一	狭山市新狭山二―八―四寿ビル三〇二号室

二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	施術所	名称		
石橋 洋一	所在地	名称	エナジー整骨院	大空整骨院 中野 弥生町院
新井 裕貴	所在地	名称	さいたま市浦和区仲町二―一―三本直ビル一〇二一	東京都中野区弥生町四―二四―一
施術所	所在地	名称	北葛飾郡杉戸町杉戸四―一―一	北葛飾郡杉戸町杉戸三―一〇―九渡勝店舗一〇一

山中 崇生			
施術所		施術所	
所在地	名称	所在地	名称
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)
一―三〇一 無町二―一三―一 東京都西東京市田	たんぽぽ 株式会社ライジング サン在宅マッサージ	二―二―一三 東京都三鷹市大沢	株式会社TMソリュ ーション在宅マッサ ージたんぽぽ

告示

埼玉県告示第八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和六年一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団悠翔会 悠翔会在宅クリニック 春日部	春日部市中央一―五―一二ハルキヤビル二階	令和五年十一月三十日
藤塚外科医院	久喜市菖蒲町新堀二〇六一	令和五年一月十日
岡部内科小児科医院	久喜市久喜東三―二八―二二	令和五年三月三十一日
こぐち内科呼吸器クリニック	上尾市壺丁目東三七―一〇	令和五年十一月三十日
草加すぎうら内科クリニック	草加市氷川町二―四九―二 藤城ビル二階	令和五年十一月三十日
さくらライフ所沢クリニック	所沢市東町七―六プレリユード一階	令和五年十一月二十二日
本庄ひだまりクリニック	深谷市岡二―一四―二〇	令和五年十一月三十日

吉川みなみクリニク	吉川市美南二―二三―一 三F	令和五年十二月三日
三木歯科	蕨市北町一―五―九	令和五年十一月二十六日
水季野歯科医院	狭山市柏原三三九〇―九	令和五年十一月二十九日
医療法人希心会 ぞ歯科医院	加須市下樋遣川一四一七―二	令和五年十一月二十日
加須しみず歯科クリニク	加須市北小浜一五四―三	令和五年十一月二十日
斉藤薬局	上尾市宮本町一五―三	令和五年十一月二十日
東銀座薬局 狭山支店	狭山市富士見二―一八―三五	令和五年九月三十日
どれみ薬局	本庄市西富田三二七―三	令和五年十一月三十日

告示

埼玉県告示第八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和六年一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	辞退年月日
医療法人 飯田歯科医院	蕨市塚越一―五―一二	令和五年十二月二十二日
ほそや歯科クリニック	加須市根古屋六四四―一一	令和六年一月十一日
くろだ内科クリニック	朝霞市溝沼七六〇朝霞溝沼医療センターF	令和六年三月三十一日

告 示

埼玉県告示第八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和六年一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人社団美寿々会 おやまだい医院	上尾市瓦葺二七一六 尾山台団地四―一―一 〇二	令和五年十二月一日

告示

埼玉県告示第八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和六年一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
あおぞら薬局	鴻巣市本町一 一 三	株式会社薬商	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導	令和五年九月一 日
トリア薬局 入 間店	入間市宮寺三 〇六一 一	有限会社ト リア薬品	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導	令和四年七月一 日
さくら薬局	鶴ヶ島市脚折 一八六四 八	株式会社さく ら薬局	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導	令和五年九月一 日
SOMP Oケア 北戸田 訪問介 護	戸田市新曽二 二五二	SOMP Oケ ア株式会社	訪問介護	令和五年十一月 一日

告示

埼玉県告示第八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和六年一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
デイサービスさくら苑深谷	事業所名	ケアセンターさくら苑	デイサービスさくら苑深谷	通所介護
三芳グループホームそよ風	事業所所在地	入間郡三芳町上富一五四六―九	入間郡三芳町上富一五三三―三	認知症対応型共同生活介護
訪問介護さくら苑	事業者名	株式会社ユニマットコミュニティ・コミュニケーション	株式会社S O Y O K A Z E	介護予防認知症対応型共同生活介護
ケアプランさくら苑	事業所名	ケアセンターさくら苑	ケアプランさくら苑	居宅介護支援

<p>アールスタッフ北上 尾ヶアサービス</p>	<p>U H Y A K U W A K 桶川</p>	
<p>事業所 所在地</p>	<p>事業所 所在地</p>	<p>事業所名 称</p>
<p>上七上 尾カ六尾 二ハ一市 〇イ〇久 二ツ〇保 北ユ二</p>	<p>久桶川一階 桶川市八鴨川二 桶川市八鴨川二</p>	<p>s e サリ 桶川 l ハ 川 l ビ n s ス e n デ s W イ</p>
<p>号室 エルズ桶川四 桶川市末広一 一三三ウ</p>	<p>八桶川一七 桶川市泉一 一</p>	<p>W H Y A K U K U 桶川 </p>
<p>訪問介護</p>	<p>通所介護</p>	

告示

埼玉県告示第八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり休止の届出があった。

令和六年一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	休止年月日
訪問看護ステーション アリスの夢	所沢市小手指南四―一三―四	訪問看護 介護予防訪問看護	令和六年二月一日

告示

埼玉県告示第八十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十九条第一項の規定により、次のとおり漁業の免許をしたので公示する。

令和六年一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 公示番号 区第一号

イ 免許番号 区第一号

ロ 漁業権者の住所及び氏名

埼玉県児玉郡美里町大字広木八番地二
櫻井 達夫

ハ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種区画漁業	こいの養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

ニ 漁場の位置

埼玉県児玉郡美里町大字広木字摩訶池四百七十四番地

ホ 漁場の区域

摩訶池 三百九十一・七アール

ヘ 個別漁業権又は団体漁業権の別

個別漁業権

ト その他

(1) 制限又は条件

なし

(2) 存続期間

令和六年一月一日から令和十年十二月三十一日まで

二 公示番号 区第二号

イ 免許番号 区第二号

ロ 漁業権者の住所及び氏名

埼玉県児玉郡美里町大字駒衣八百八十六番地一
松下 政明

ハ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期

第二種区画漁業

こいの養殖業

一月一日から十二月三十一日まで

ニ 漁場の位置

埼玉県児玉郡美里町大字駒衣字市場十七番地

ホ 漁場の区域

古沼 二百四・九アール

ヘ 個別漁業権又は団体漁業権の別

個別漁業権

ト その他

(1) 制限又は条件

なし

(2) 存続期間

令和六年一月一日から令和十年十二月三十一日まで

三 公示番号 共第一号

イ 免許番号 共第一号

ロ 漁業権者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

埼玉県秩父市荒川久那四千一番地一

秩父漁業協同組合 代表理事 松本 泉

埼玉県熊谷市久下千六百九十二番地七

埼玉中央漁業協同組合 代表理事 野口 啓造

ハ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業 ます類漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 かじか漁業 わかさぎ漁業 なまず漁業	一月一日から十二月三十一日まで

ニ 漁場の位置

埼玉県熊谷市、行田市、秩父市、飯能市、東松山市、鴻巣市、深谷市、比企郡滑川町、秩父郡横瀬町、皆野町、長瀨町及び小鹿野町並びに大里郡寄居町地先

ホ 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線より上流の荒川（上流から大芦橋まで）、諏訪沢、滝の沢、鶴沢、田野沢、谷津川、贄川、猪鼻沢、大砥沢、大除沢、矢竹沢、小赤沢、赤沢谷、赤木谷、白泰沢、樅沢、真ノ沢、中小屋沢、ヒダナ沢、荒川谷、小荒川谷（金山沢）、大荒川谷、股ノ沢、武信白岩沢、木賊沢、釜伏川、扇沢（風布川）、深沢川、三品川、平倉川、山居川、栃谷川、五ノ坪川、宮川及び天沼川、三沢川、滝ノ入沢川、日野沢川、金沢川（金山沢）、大平沢、奈良尾沢及び門平沢、赤平川、小判沢、伊豆沢、栗尾沢、岩殿沢、皆本沢、日影沢、日向沢、尾ノ内沢及び河原沢、吉田川、小川、女形川、長久保川、藤倉川及び宮の入沢、阿熊川、白岩沢及び奥の入沢、石間川、城峯沢及び石神沢、長留川及び釜ノ沢、薄川、柏沢、塩沢、浦島沢、おおつまり沢、藤指沢、大谷沢、瀬ノ沢、滝の沢、本沢、キワダ沢、倉沢及び七滝沢、小森川、寺沢、白沢、夜討沢、穴場沢、鳩の沢、高井原沢、滝の沢、本沢、ヤツボ沢、井戸沢、日向畑沢、丸岩沢、挽板沢、森戸沢、滝越沢、赤井沢、芝小屋沢、中尾沢、高見倉沢、夜倉沢、高見沢及び不動沢、蒔田川、横瀬川、大棚沢、兔沢、木の間沢、関ノ入谷（曾沢）、兵野沢、横石沢（二二九沢）、井戸ノ入沢、辰目沢、南沢、処花沢、芳ヶ平沢（松枝沢）、牛喰沢、永井谷沢川及び大栗沢川、定峰川、生川、小島沢川、浦山川、大谷沢、茶平沢、ばうも沢、大神楽沢、細久保川、幹沢、右ノ沢、左ノ沢、広川原谷、焼山沢、冠岩沢、鍛冶崩沢、長尾沢、三土場沢、中の沢及びこびき沢、橋立川及び市の沢、大久保谷、安谷川、寺沢川、大仁田沢、平溝沢、川浦谷、持小屋沢、於知沢、今木沢、しあん沢及びわさび沢、大血川、向いの沢、井戸沢、西谷、鉄砲沢及び白岩沢（ワレイワ沢）、東谷川及び新山沢、中津川、蛹沢、芋平沢、入波沢、中ノ沢、井戸沢、小滑沢、大滑沢（地獄沢）、深沢、オロ沢、相原沢、石舟沢、大若沢、鎌倉沢、ムジナ沢、ガク沢、大山沢、信濃沢、大ガマタ沢及び金蔵沢、神流川、広河原沢、六助沢、山吹谷、和那波沢、雁掛沢及び金山沢、大洞川、和名倉沢、手戸沢、サメ沢、市ノ沢、樽沢、鷹ノ巢沢、オヒジリ沢、荒沢谷、桂谷、仁田小屋沢、松葉沢、惣小屋谷、井戸沢及び榎谷、滝川、久殿ノ沢、ミグロ沢、ナメリ沢、沢小屋沢、曲沢、金山沢、八百谷、楨ノ沢、水晶谷、枝沢（熊穴沢）、ブドウ沢及び古札沢、豆焼川、トーガク沢及び豆焼沢、和田吉野川、和田川、九頭竜川、通殿川、吉野川、新吉野川、坂東沢川、切れ所沼、御正堰用水路、吉

見堰用水路、奈良堰用水路、玉井堰用水路、大麻生堰用水路並びに成田堰用水路

- (1) 基点第一号 埼玉県熊谷市小人林（大芦橋下流端（荒川右岸））
- (2) 基点第二号 埼玉県鴻巣市大芦（大芦橋下流端（荒川左岸））

へ その他

- (1) 制限又は条件

なし

- (2) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

四 公示番号 共第二号

イ 免許番号 共第二号

ロ 漁業権者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目四十七番地

埼玉南部漁業協同組合 代表理事 江口 博

埼玉県東松山市大字上唐子五百八十八番地

武蔵漁業協同組合 代表理事 伊得 一夫

埼玉県飯能市大字阿須三百四十三番地の一

入間漁業協同組合 代表理事 古島 照夫

ハ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 どじょう漁業 わかさぎ漁業 なまず漁業	一月一日から十二月三十一日まで

ニ 漁場の位置

埼玉県さいたま市、川越市、川口市、所沢市、東松山市、狭山市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、ふじみ野市、入間郡三芳町、比企郡滑川町、嵐山町、小川

町、川島町及び吉見町並びに大里郡寄居町並びに東京都東村山市及び清瀬市地先

ホ 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から基点第三号と基点第四号を結ぶ線までの荒川（大芦橋から笹目橋までのうち、荒川第一調節池を除く。）、芝川、新芝川、次に掲げる基点第五号と基点第六号を結ぶ線より上流の新河岸川（上流から白子川合流点まで）、白子川、越戸川、谷中川、黒目川、柳瀬川、東川、不老川、九十川、菖蒲川、緑川、笹目川、鴨川、鴻沼川、びん沼川、新河岸川放水路、江川、市野川、新江川、滑川、角川、粕川、新川、旧荒川、旧荒川（上池・中池・下池）、丸堀（荒川）、山王堀（荒川）、地藏沼（荒川）、江川排水路、伊佐沼代用水路、古川排水路、灰俵沼、伊佐沼、明善谷沼及び芝川第一調節池

- (1) 基点第一号 埼玉県熊谷市小八林（大芦橋下流端（荒川右岸））
- (2) 基点第二号 埼玉県鴻巣市大芦（大芦橋下流端（荒川左岸））
- (3) 基点第三号 東京都板橋区高島平六丁目（笹目橋下流端（荒川右岸））
- (4) 基点第四号 埼玉県戸田市早瀬一丁目（笹目橋下流端（荒川左岸））
- (5) 基点第五号 東京都板橋区三園二丁目十八番地と埼玉県和光市大字下新倉との境界（新河岸川右岸）
- (6) 基点第六号 東京都板橋区新河岸三丁目と埼玉県和光市大字下新倉との境界（新河岸川左岸）

へ その他

- (1) 制限又は条件
なし

- (2) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

五 公示番号 共第三号

イ 免許番号 共第三号

ロ 漁業権者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

埼玉県飯能市大字阿須三百四十三番地の一

入間漁業協同組合 代表理事 古島 照夫

埼玉県東松山市大字上唐子五百八十八番地

武蔵漁業協同組合 代表理事 伊得 一夫

埼玉県日高市横手六百三十九番地

埼玉西部漁業協同組合 代表理事 中沢 弘一

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目四十七番地

埼玉南部漁業協同組合 代表理事 江口 博

ハ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業 ます類漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 どじょう漁業 かじか漁業 わかさぎ漁業 なまず漁業	一月一日から十二月三十一日まで

ニ 漁場の位置

埼玉県川越市、飯能市、東松山市、狭山市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、入間郡毛呂山町及び越生町、比企郡嵐山町、小川町、川島町、鳩山町及びときがわ町並びに秩父郡東秩父村地先

ホ 漁場の区域

都幾川、正法寺川、八木成沢、七重川、大羽根川、舟の沢、外川、陣馬平川及び橋倉川、三日月池（都幾川旧川）、槻川、細山川、萩平川、オクマン沢、せぎり沢、春塚沢、丸塚沢及びたかがや沢、兜川、館川、雀川、氷川、越辺川、唐沢川、赤衣川、柳田川、大橋川、谷堀川、渋沢、津久根川、山入川、松倉川、三滝川及び顔振川、小畔川、南小畔川、飯盛川、九十九川、鳩川、黒石川、内川、大橋川及び泉井川、大谷木川、毛呂川及び桂木川、阿諏訪川、上殿川、麦原川、龍ヶ谷川、高麗川、清流川、大沢堀川、井尻谷、炭釜川、関ノ入沢、深沢、虎秀川、風影入、権現川、久通川、花桐川、大蔵山川、入西沢及びタツマ谷、宿谷川、長沢川、八徳谷及び高山沢、北川、入谷入、高畑川、空竜谷、藤原谷及び岩井沢、葛川、次に掲げる基点第七号と点アを結ぶ線より上流の入間川、要害川、唐沢、妻沢、蕨入、湯基入川、穴沢川、柏木入川、人見入川、蕨入川、白岩沢川、山中沢川、横倉入川、小沢入川及び和泉入沢川、横塚川、安藤川、霞川、次に掲げる基点第八号と基点第九号を結ぶ線より下流の成木川（両

郡橋より下流)、中藤川、中沢、山中沢及び桜久保入、炭谷川、湯の沢川、湯ノ沢及び釜ノ入沢、有間川、白谷沢川、滝ノ入川、栃ノ木入川及び白岩沢並びに逆川

(1) 基点第七号 荒川と入間川との分水堤突端(入間川左岸)
 (2) 点ア 基点第七号から二百四十度(真方位による。)の線と入間川右岸との交点(入間川右岸)

(3) 基点第八号 東京都青梅市富岡一丁目(両郡橋下流端(成木川右岸))

(4) 基点第九号 埼玉県飯能市大字下畑(両郡橋下流端(成木川左岸))

へ その他

(1) 制限又は条件
なし

(2) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

六 公示番号 共第四号

イ 免許番号 共第四号

ロ 漁業権者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

埼玉県本庄市本庄四丁目八番三十三号

児玉郡市漁業協同組合 代表理事 坂本 均

埼玉県熊谷市久下千六百九十二番地七

埼玉中央漁業協同組合 代表理事 野口 啓造

ハ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	ます類漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 どじょう漁業 わかさぎ漁業 なまず漁業	一月一日から十二月三十一日まで

ニ 漁場の位置

埼玉県熊谷市、行田市、本庄市、深谷市、秩父郡皆野町及び長瀬町並びに児

玉郡美里町、神川町及び上里町地先

ホ 漁場の区域

福川、小山川、唐沢川、清水川、備前渠川、元小山川、女堀川、志戸川、藤治川、天神川、男堀川、秋山川、小平川、間瀬川、稻聚川、御陣場川及び忍保川

ヘ その他

(1) 制限又は条件

なし

(2) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

七 公示番号 共第五号

イ 免許番号 共第五号

ロ 漁業権者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

埼玉県越谷市大間野町四丁目四十八番地二

埼玉県東部漁業協同組合 代表理事 佐々木 光弘

埼玉県熊谷市久下千六百九十二番地七

埼玉中央漁業協同組合 代表理事 野口 啓造

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目四十七番地

埼玉南部漁業協同組合 代表理事 江口 博

埼玉県加須市騎西五十一番地七

埼玉県北部漁業協同組合 代表理事 田中 喜久雄

ハ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	おいかわ漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 どじょう漁業 わかさぎ漁業 なまず漁業	一月一日から十二月三十一日まで

ニ 漁場の位置

埼玉県さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、

蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、北足立郡伊奈町、南埼玉郡宮代町並びに北葛飾郡杉戸町及び松伏町、茨城県猿島郡五霞町並びに東京都足立区及び葛飾区地先

ホ 漁場の区域

次に掲げる基点第十号と点イを結ぶ線より上流の中川（上流から大場川合流点まで）、次に掲げる基点第十一号と基点第十二号を結ぶ線より上流の綾瀬川（上流から内匠橋まで）、伝右川、古綾瀬川、一の橋放水路、深作川、大場川、第二大場川、元荒川、星川（見沼代用水兼用区間（行田市荒木から久喜市菖蒲町上大崎まで）を除く。）、野通川、旧忍川（さきたま調整池）、赤堀川、忍川、新方川、会之堀川、大落古利根川、隼人堀川、庄兵衛堀川、姫宮落川、備前堀川、備前前堀川、青毛堀川、倉松川、大島新田川、幸手放水路、午の堀川、手子堀川、新槐堀川、権現堂川、笠原沼落、葛西用水路（会の川合流点（加須市北大桑）より下流）、会の川、志多見落堀・上青毛北堀、上青毛南堀、江川堀、六郷堀・天王新堀、古笹田落、大英寺落、八ヶ村落、五ヶ村落、油井ヶ島沼、南方用水路、松原落排水路、旧槐堀川、中谷落排水路、香林寺上流排水路、香林寺落排水路、三尺落排水路、導水渠、新堀排水路、開二十九排水路、沼尻落排水路、古利根排水路、十王堀排水路、稲荷木落排水路、中島用悪水路、神扇落排水路、大中落悪水路、安戸落悪水路、末田大用水路、葛西用水路（逆川用水）、東京葛西用水、八条用水路、二郷半領用水路、新田用水路、木壳落悪水路及び下八間堀悪水路

- (1) 基点第十号 東京都足立区六木三丁目中川堤防上の埼玉県と東京都との境界標柱（中川右岸）
- (2) 点イ 基点第十号から百六十一度三十分（真方位による。）の線と中川左岸との交点（中川左岸）
- (3) 基点第十一号 東京都足立区南花畑三丁目（内匠橋下流端（綾瀬川右岸））
- (4) 基点第十二号 東京都足立区神明一丁目（内匠橋下流端（綾瀬川左岸））

へ その他

- (1) 制限又は条件
なし
- (2) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

ハ 公示番号 共第六号

イ 免許番号 共第六号

ロ 漁業権者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

埼玉県加須市騎西五十一番地七
 埼玉県北部漁業協同組合 代表理事 田中 喜久雄
 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	第五種共同漁業	漁業の名称	こい漁業 ふな漁業 なまず漁業	漁業時期	一月一日から十二月三十一日まで
------	---------	-------	-----------------------	------	-----------------

ニ 漁場の位置

埼玉県加須市及び茨城県古河市地先

ホ 漁場の区域

栃木県境から次に掲げる基点第十三号と基点第十四号を結ぶ線までの渡良瀬

川

- (1) 基点第十三号 埼玉県加須市本郷地先の東武鉄道鉄橋左端橋礎（渡良瀬川 右岸）
- (2) 基点第十四号 茨城県古河市中田新田地先の香取神社鳥居右柱（渡良瀬川 左岸）

へ その他

- (1) 制限又は条件 なし
- (2) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

九 公示番号 共第七号

イ 免許番号 共第七号

ロ 漁業権者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

埼玉県飯能市大字阿須三百四十三番地の一

入間漁業協同組合 代表理事 古島 照夫

東京都青梅市御岳二丁目三百三十三番地

奥多摩漁業協同組合 代表理事 大久保 芳木

ハ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	第五種共同漁業	漁業の名称	あゆ漁業 ます類漁業	漁業時期	一月一日から十二月三十一日まで
------	---------	-------	---------------	------	-----------------

うぐい漁業 おいかわ漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 かじか漁業

ニ 漁場の位置

埼玉県飯能市及び東京都青梅市地先

ホ 漁場の区域

次に掲げる基点第八号と基点第九号を結ぶ線から基点第十五号と基点第十六号を結ぶ線までの成木川（末成橋から両郡橋まで）及び直竹川

- (1) 基点第八号 東京都青梅市富岡一丁目（両郡橋下流端（成木川右岸））
 - (2) 基点第九号 埼玉県飯能市大字下畑（両郡橋下流端（成木川左岸））
 - (3) 基点第十五号 東京都青梅市成木一丁目（末成橋橋台下流端（成木川右岸））
 - (4) 基点第十六号 東京都青梅市成木一丁目（末成橋橋台下流端（成木川左岸））
- へ その他

- (1) 制限又は条件
なし

(2) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

十 公示番号 共第八号

イ 免許番号 共第八号

ロ 漁業権者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目四十七番地
埼玉南部漁業協同組合 代表理事 江口 博
東京都江戸川区江戸川四丁目十六番地三十六
東京東部漁業協同組合 代表理事 小島 智彦

ハ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

なまず漁業

ニ 漁場の位置

埼玉県川口市及び戸田市並びに東京都北区及び板橋区地先

ホ 漁場の区域

次に掲げる基点第三号と基点第四号を結ぶ線から基点第十七号と基点第十八号を結ぶ線までの荒川（笹目橋から芝川水門まで）

- (1) 基点第三号 東京都板橋区高島平六丁目（笹目橋下流端（荒川右岸））
- (2) 基点第四号 埼玉県戸田市早瀬一丁目（笹目橋下流端（荒川左岸））
- (3) 基点第十七号 東京都北区志茂三丁目四十五番地と同四丁目三十四番地との境界（荒川右岸）
- (4) 基点第十八号 埼玉県川口市領家五丁目（芝川水門下流端（荒川左岸））

へ その他

- (1) 制限又は条件
なし
- (2) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

十一 公示番号 共第九号

イ 免許番号 共第九号

ロ 漁業権者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

群馬県高崎市倉賀野町七百九十四番地二十四

鳥川漁業協同組合 代表理事 橋本 新一

埼玉県熊谷市久下千六百九十二番地七

埼玉中央漁業協同組合 代表理事 野口 啓造

埼玉県本庄市本庄四丁目八番三十三号

児玉郡市漁業協同組合 代表理事 坂本 均

埼玉県加須市騎西五十一番地七

埼玉県北部漁業協同組合 代表理事 田中 喜久雄

群馬県伊勢崎市曲輪町二十一番五号

東毛漁業協同組合 代表理事 毛呂 章

ハ 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

	ます類漁業 うぐい漁業 おいかわ漁業 こい漁業 ふな漁業 うなぎ漁業 どじょう漁業 なまず漁業
--	--

ニ 漁場の位置

埼玉県熊谷市、行田市、加須市、本庄市、羽生市、深谷市並びに児玉郡神川町及び上里町並びに群馬県高崎市、伊勢崎市、太田市、藤岡市、佐波郡玉村町並びに邑楽郡板倉町、明和町、千代田町及び大泉町地先

ホ 漁場の区域

次に掲げる基点第十九号と点ウを結ぶ線から基点第二十号と基点第二十一号を結ぶ線までの利根川（五料橋から埼玉県加須市飯積まで）、次に掲げる基点第二十二号と基点第二十三号を結ぶ線より下流の烏川（群馬県境から利根川合流点まで）、次に掲げる基点第二十四号と基点第二十五号を結ぶ線より下流の神流川（渡戸橋から烏川合流点まで）、三名川及び笹川

- (1) 基点第十九号 埼玉県加須市飯積地先の合の川防災ステーションに設置された国土交通省利根川上流河川事務所の河川管理境界標識（利根川左岸）
- (2) 点ウ 基点第十九号から二百三十度（真方位による。）の線と利根川右岸との交点（利根川右岸）
- (3) 基点第二十号 群馬県佐波郡玉村町大字五料（五料橋下流端（利根川右岸））
- (4) 基点第二十一号 群馬県伊勢崎市柴町（五料橋下流端（利根川左岸））
- (5) 基点第二十二号 群馬県高崎市新町字下河原と埼玉県児玉郡上里町大字毘沙吐との境界（烏川右岸）
- (6) 基点第二十三号 群馬県高崎市新町字下河原と埼玉県児玉郡上里町大字毘沙吐との境界（烏川左岸）
- (7) 基点第二十四号 埼玉県児玉郡神川町大字渡瀬字姥石川端（渡戸橋下流端（神流川右岸））
- (8) 基点第二十五号 群馬県藤岡市鬼石（渡戸橋下流端（神流川左岸））

へその他

(1) 制限又は条件

なし

(2) 存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第九十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百七十条第一項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の制定を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

令和六年一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 秩父漁業協同組合共第一号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

秩父漁業協同組合

埼玉県秩父市荒川久那四千一番地一

ロ 漁業権の免許番号

共第一号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

秩父漁業協同組合共第1号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、秩父漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第1号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、かじか、わかさぎ及びなますをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第15条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第10条各項又は第11条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場所で再放流しなければならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
ます類	荒川（皆野町地先日野沢川合流点から親鼻橋下流の秩父鉄道鉄橋までの区域）	1月1日から12月31日まで

(尾数の制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、1人1日当たりそれぞれエ欄に掲げる尾数を超えて保持してはならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間	エ 尾 数
ます類	荒川（秩父市地先巴川橋から長瀬町地先埼玉中央漁業協同組合との管理境界までの区域。ただし、第3条表中に掲げる区域を除く）	10月1日から翌年2月末日まで	3尾

(漁具・漁法の制限)

第5条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、投網、置ばり、やす突及び釣

りに限る。

- 2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規 模
投網	円周20m未満
釣り	道糸2本以内

- 3 あゆについては、第6条に規定する遊漁期間で組合が定めて公表した期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。
- 4 日没から日の出までは、投網を使用して遊漁をしてはならない。
- 5 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

- 第6条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あゆ	組合で定めて公表した日から12月31日まで
ます類	3月1日から9月30日まで ただし、にじますについては、秩父市地先巴川橋から長瀬町地先埼玉中央漁業協同組合との管理境界までの荒川及び第8条第2項の特設釣区においては、1月1日から12月31日まで
わかさぎ	9月1日から翌年3月31日までの間で組合が定めて公表した期間
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、かじか、なまず	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

- 第7条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
吉田川(秩父市上吉田、合角ダム上流200mから下流300mまでの区域)	1月1日から12月31日まで

浦山川（秩父市荒川久那、浦山ダム上流 200 m から下流 300 m までの区域）	
荒川（秩父市大滝、二瀬ダム上流 200 m から下流 300 m までの区域）	
中津川（秩父市中津川、滝沢ダム上流 400 m から下流 300 m・貯砂ダム上下流 300 m までの区域）	
牛喰沢	
永井谷沢川	
大栗沢川	
ムジナ沢	
大若沢	
大山沢	
大ガマタ沢	

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の上流 10 m から下流 10 m までの区域においては、遊漁をしてはならない。

（釣り専用区等）

第 8 条 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
田野沢	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
三沢川（皆野町三沢、大堰から上流の区域）	
日野沢川（皆野町国神、日野橋から上流の支流を含む区域）	
赤平川（小鹿野町三山、田ノ頭頭首工（取水口）から上流の支流を含む区域）	
吉田川（秩父市下吉田、ふりの堰堤から上流の支流を含む区域）	
阿熊川（支流を含む）	
薄川（支流を含む）	
小森川（小鹿野町両神小森、小森堰堤から上流の支流を含む区域）	
定峰川（秩父市定峰、定峰橋から上流の区域）	
大棚沢	

関ノ入谷	
生川	
横瀬川（横瀬町横瀬、滝の枕秩父用水（取水口）から上流の支流を含む区域）	
荒川（秩父市別所、秩父発電所放水口上流100mから下流200mまでの区域）	
浦山川（支流を含む）	
安谷川（支流を含む）	
谷津川	
贅川	
猪鼻沢	
荒川（秩父市荒川白久上サ、白川橋から上流の支流を含む区域）	

2 次の表に掲げる特設釣区においては、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

特設釣区の名称及び区域	
名称 大血川溪流観光釣場 区域 大血川（秩父市大滝字大血川地先の650mの区域）	
名称 入川溪流観光釣場 区域 荒川（秩父市大滝字入川地先の780mの区域）	
名称 中津川溪流観光釣場 区域 中津川（秩父市中津川地先の600mの区域）	
名称 浦山川溪流観光釣場 区域 浦山川（秩父市荒川久那地先の1300mの区域）	
名称 横瀬川溪流観光釣場 区域 横瀬川（横瀬町大字芦ヶ久保地先の600mの区域）	
名称 浦山広河原溪流観光釣場 区域 広河原谷（秩父市浦山字広河原3235番地の1地先の200mの区域）	

（全長制限）

第9条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
ます類	15センチメートル

こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第10条 遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所又は組合が公表する指定取扱店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日まで、「シーズン」とは10月1日から翌年2月末日までをいい、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

遊漁承認証名	魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
甲種	全魚種。ただし、にじますは10月1日から翌年2月末日までを除く。	投網、置ばり、やす突、釣り	1年	14,000
			1日	3,000 現5,000
溪流券	全魚種。ただし、あゆ、わかさぎを除く。にじますは10月1日から翌年2月末日までを除く。	釣り	1年	9,000
			1日	2,500 現5,000
特乙種	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り	1年	6,500
			1日	1,000 現2,500
乙種	全魚種。ただし、あゆ、ます類、わかさぎを除く。	釣り(リール釣りを除く)	1年	4,000
			1日	400 現500
冬季にじます券	全魚種。ただし、あゆ、ます類(にじますを除く)、わかさぎを除く。	釣り	シーズン	5,500
			1日(シーズンに限る)	2,000 現3,000

2 前項の規定にかかわらず、身体障害者の遊漁料の額は次の表のとおりとする。なお、料金は、消費税等を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいい、「シーズン」とは10月1日から翌年2月末日までをいう。

遊漁承認証名	魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
甲種	全魚種。ただし、に	投網、置ば	1年	11,000

	じますは10月1日から翌年2月末日までを除く。	り、やす突、釣り	1日	2,400
溪流券	全魚種。ただし、あゆ、わかさぎを除く。にじますは10月1日から翌年2月末日までを除く。	釣り	1年	7,500
			1日	2,000
特乙種	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り	1年	5,000
			1日	800
乙種	全魚種。ただし、あゆ、ます類、わかさぎを除く。	釣り(リール釣りを除く)	1年	3,000
			1日	300
冬季にじます券	全魚種。ただし、あゆ、ます類(にじますを除く)、わかさぎを除く。	釣り	シーズン	4,500
			1日(シーズンに限る)	1,600

3 前2項の規定にかかわらず、18才以下は無料とする。

4 第8条第2項に掲げる特設釣区における遊漁料の額及び納付の方法は、前3項及び次条各項の規定にかかわらず、組合が定めて公表した遊漁料の額及び納付の方法とする。

(県内共通遊漁料の額及び納付の方法)

第11条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り(リール釣りを除く。)の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公表する指定取扱店に納付するものとする。なお、料金は、消費税等を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金(円)
全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り(リール釣りを除く)	県内共通	1年	6,000

2 前項の規定にかかわらず、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第12条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名 (期間を1年とする遊漁承認証に限る。)
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁承認証名
- (4) 発行者名
- (5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第10条第1項及び第11条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第13条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第14条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 発行者名
- (4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第15条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に秩父漁業協同組合共第1号及び共第4号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付された遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

二 埼玉中央漁業協同組合共第一号、共第四号及び共第五号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

埼玉中央漁業協同組合

埼玉県熊谷市久下千六百九十二番地七

ロ 漁業権の免許番号

共第一号、共第四号及び共第五号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉中央漁業協同組合共第1号、共第4号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉中央漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第1号、共第4号及び共第5号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ及びなまずをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭によりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第14条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第9条各項又は第10条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、さ手網、うけ、四つ手網、投網、置ばり、あゆめがねかけ漁法及び釣りに限る。

- 2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規 模
さ手網	間口1.5m以下
うけ	口径30cm以下
四つ手網	長辺3m以下
投網	円周20m以下
釣り	道糸2本以内

- 3 日没から日の出までは、投網を使用して遊漁をしてはならない。
- 4 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あゆ	組合で定めて公表した日から 12月31日まで
ます類	3月1日から9月30日まで ただし、にじますは1月1日 から12月31日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、う なぎ、どじょう、かじか、わかさぎ、 なまず	1月1日から12月31日ま で

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
荒川（深谷市永田、六堰上流100mから下流 200mまでの区域）	1月1日から12 月31日まで
星川（熊谷市鎌倉町、せいけい園の流れ出しから 熊谷市筑波、清水橋までの区域）	

- 2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。
- 3 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

(保護水面における制限)

第6条 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第18条第1項（保護水面の指定）の規定に基づく次の表のア欄に掲げる区域においては、イ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
荒川（寄居町末野、玉淀ダム上流端か ら寄居町寄居、正喜橋下流端までの区域）	1月1日から12月31日 まで

- 2 あゆについては、前項の規定にかかわらず、10月1日から10月31日まで
は、遊漁をしてはならない。

(釣り専用区等)

第7条 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
荒川（寄居町寄居、正喜橋下流端から東武東上線鉄 橋までの区域）	1月1日か ら12月31

荒川（熊谷市川原明戸、御正堰用水横断管渠から下流750mまでの区域）	日まで
荒川（熊谷市榎町、荒川大橋上流500mから下流1100mまでの区域）	
星川（行田市斎条、斎条堰から天籟橋までの区域）	
小山川（深谷市岡、砂田橋から橋南堰下流100mまでの区域）	
小山川（深谷市高島、新明橋上流100mから下流400mまでの区域）	
福川（熊谷市葛和田、落合橋下流の標識から下流500mまでの区域）	
切れ所沼（熊谷市小泉）	
荒川（寄居町寄居、東武東上線鉄橋から深谷市黒田、関越自動車道橋下流端までの区域）	4月1日から 7月31日まで

（全長制限）

第8条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
ます類	15センチメートル
こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

（遊漁料の額及び納付の方法）

第9条 遊漁料の額は、次表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所又は組合が公表する指定取扱店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいい、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

遊漁承認証名	魚 種	漁具・漁法	期間	料金（円）
甲 種	全魚種	さ手網、うけ、四つ手網、投網、置ばり、あゆめがねかけ漁法、釣り	1年	9,000
			1日	2,600
		釣り	1日	2,100

				現 2,600
ます類券	全魚種。ただし、 あゆを除く。	釣り	1年	6,000
			1日	1,000
乙種	全魚種。ただし、 あゆ、ます類を 除く。	釣り（リール釣りを 除く）	1年	3,500
			1日	500

2 前項の規定にかかわらず、中学生以下は無料とし、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

（県内共通遊漁料の額及び納付の方法）

第10条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り（リール釣りを除く。）の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公表する指定取扱店に納付するものとする。なお、料金は、消費税等を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金（円）
全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り（リール釣りを除く）	県内共通	1年	6,000

2 前項の規定にかかわらず、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

（遊漁承認証に関する事項）

第11条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

（1）承認を受けた者の氏名（期間を1年とする遊漁承認証に限る。）

（2）承認期間

（3）遊漁承認証名

（4）発行者名

（5）その他参考になるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第9条第1項及び第10条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第12条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第13条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第14条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に埼玉中央漁業協同組合共第1号、共第4号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

三 武蔵漁業協同組合共第二号及び共第三号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

武蔵漁業協同組合

埼玉県東松山市大字上唐子五百八十八番地

ロ 漁業権の免許番号

共第二号及び共第三号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

武蔵漁業協同組合共第2号及び共第3号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、武蔵漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第2号及び共第3号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ及びなまずをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第14条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第9条各項又は第10条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
にじます	槻川（小川町小川、大寺橋から小川町下里、坂田橋下流300mまでの区域）	10月1日から翌年4月30日まで

(漁具・漁法の制限)

第4条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、さ手網、うけ、四つ手網、投網、やす突及び釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規 模
さ手網	間口1m未満
うけ	口径30cm未満
四つ手網	長辺1.5m未満
投網	円周20m未満

やす突	船舶を使用しない
釣り	道糸 2 本以内

- 3 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 期 間
さ手網、四つ手網	組合で定めて公表した日から9月30日まで及び11月1日から翌年2月末日まで
うけ	組合で定めて公表した日から翌年2月末日まで ただし、入間川、越辺川、都幾川、槻川においては、4月1日から5月15日までを除く
投網、やす突	組合で定めて公表した日から翌年2月末日まで
釣り	1月1日から12月31日まで

- 4 日没から日の出までは、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。
- 5 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

- 第5条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あゆ	組合で定めて公表した日から12月31日まで
ます類（にじますを除く）	3月1日から9月30日まで ただし、第3条の表イ欄に掲げる区域については5月1日から9月30日まで
ます類（にじますに限る）、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ、なまず	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

- 第6条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれ

れイ欄に掲げる期間は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
荒川（鴻巣市糠田、武蔵水路合流点上流100mから下流100mまでの区域）	1月1日から 12月31日まで

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

（釣り専用区等）

第7条 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
都幾川（東松山市下唐子、稻荷橋から上流100mまでの区域）	1月1日から1 2月31日まで
都幾川（ときがわ町玉川、玉川橋から上流の区域）、 氷川、正法寺川、八木成沢、七重川、大羽根川、舟 の沢、外川、陣場平川、橋倉川	
槻川（小川町下里、柳町橋上流100mから下流 100mまでの区域）	
槻川（小川町小川、大寺橋から小川町下里、坂田 橋下流300mまでの区域）	10月1日から 翌年4月30日まで
槻川（小川町青山、青山堰上流10mから下流2 0mまでの区域）	1月1日から1 2月31日まで
槻川（小川町大塚、栃本堰上流20mから下流5 0mまでの区域）	
館川	
萩平川	
槻川（東秩父村坂本、落合橋から上流の区域）、 オクマン沢、せぎり沢、春塚沢、細山川、丸塚沢、 たかがや沢	
越辺川（東松山市早俣、落合橋から川島町吹塚、 中山用水取水堰までの区域）	
越辺川（東松山市毛塚、高坂橋から坂戸市島田、	

島田堰までの区域)	
旧荒川（北本市石谷宿「石や下」）	
旧荒川（鴻巣市、北本市及び吉見町「明秋、釜虎」）	
三日月池（東松山市上押垂（都幾川旧川））	
明善谷沼（東松山市大谷）	

（全長制限）

第8条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕をしてはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
ます類	15センチメートル
こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

（遊漁料の額及び納付の方法）

第9条 遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所又は組合が公表する組合指定取扱店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいい、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

遊漁承認証名	魚 種	漁具・漁法	期間	料金（円）
甲 種	全魚種。ただし、にじますについては、第3条の表イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間を除く。	さ手網、うけ、 四つ手網、投網、 やす突、釣り	1年	7,000
			1日	3,000 現3,500
		釣り	1日	1,500 現2,000
		釣り	1日	4,000
乙 種	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り	1年	4,000
			1日	500 現1,000
		釣り（リール釣りを除く）	1日	400
冬季 にじます券	全魚種。ただし、あゆ、ます類（にじますを除く）を除き、	釣り	1日	1,500 現2,000

	にじますは第3条の表イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間に限る。			
--	---------------------------------	--	--	--

2 前項の規定にかかわらず、中学生以下は無料とし、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

(県内共通遊漁料の額及び納付の方法)

第10条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り(リール釣りを除く。)の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公表する組合指定取扱店において納付するものとする。なお、料金は消費税等を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金(円)
全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り(リール釣りを除く)	県内共通	1年	6,000

2 前項の規定にかかわらず、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第11条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名(期間を1年とする遊漁承認証に限る。)
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁承認証名
- (4) 発行者名
- (5) その他参考になるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第9条第1項及び第10条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第12条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑とな

る行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第13条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第14条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に武蔵漁業協同組合共第2号及び共第3号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

四 埼玉西部漁業協同組合共第三号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

埼玉西部漁業協同組合

埼玉県日高市横手六百三十九番地

ロ 漁業権の免許番号

共第三号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉西部漁業協同組合共第3号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉西部漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第3号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ及びなまぜをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第8条各項又は第9条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、さ手網、四つ手網、投網、やす突及び釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規 模
さ手網	間口1m未満
四つ手網	長辺1.5m未満
投網	円周20m未満
やす突	船舶を使用しない
釣り	道糸2本以内

3 11月1日から翌年7月31日までは、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

4 日没から日の出までは、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

5 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	6月15日から12月31日まで
ます類	3月1日から9月30日まで ただし、にじますは1月1日から12月31日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ、なまず	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

2 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

(釣り専用区等)

第6条 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
越辺川（坂戸市沢木、関越自動車道橋から坂戸市東和田、樋の口橋上流赤城堰までの区域）	1月1日から12月31日まで
鳩川（鳩山町石坂、重郎橋上流200mから下流200mまでの区域）	
越辺川（鳩山町今宿、今川橋上流200mから下流200mまでの区域）	
越辺川（毛呂山町川角、大類堰から上流250mまでの区域）	
越辺川（毛呂山町西戸、西戸堰から上流200mまでの区域）	
越辺川（越生町如意、如意堰から上流150mまでの区域）	
麦原川	
龍ヶ谷川	

三滝川、顔振川	
高麗川（坂戸市浅羽、関越自動車道橋から坂戸市粟生田、粟生田堰までの区域）	
高麗川（坂戸市四日市場、東武越生線鉄橋から坂戸市森戸、森戸橋下堰までの区域）	
高麗川（坂戸市多和目、城西大学下多和目三号堰から上流1000mまでの区域）	
高麗川（日高市新堀、金剛寺淵上流100mから下流100mまでの区域）	
高麗川（日高市高麗本郷、日向公会堂前から日高市台、鹿台橋下流堰堤までの区域）	
高麗川（飯能市坂石、坂石橋から吾野駅前橋までの区域）	
高麗川（飯能市吾野、北川合流点から上流の区域）	
権現川、久通川、花桐川、大蔵山川、入西沢、タツマ谷	
長沢川、風影入、八徳谷、高山沢	
北川、入谷入、高畑川、空竜谷、藤原谷、岩井沢	
大谷木川	
阿諏訪川	
毛呂川	
桂木川	
高麗川（飯能市白子、東橋から日高市横手、諏訪橋までの区域）	6月15日から 8月14日まで
高麗川（飯能市吾野、北川合流点から間野、畑井堰堤までの区域）	

（全長制限）

第7条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
ます類	15センチメートル
こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第8条 遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所、組合が公表する組合指定取扱店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいい、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

遊漁承認証名	魚種	漁具・漁法	期間	料金（円）
甲種	全魚種	さ手網、四つ手網、投網、やす突、釣り	1年	7,000
			1日	3,000 現3,500
		釣り	1日	1,500 現2,000
乙種	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。		1年	4,000
			1日	500 現1,000

2 前項の規定にかかわらず、小学生以下は無料とし、中学生及び身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。ただし、中学生はあゆ、ます類を除く魚種を釣り（リール釣りを除く。）により遊漁する場合は無料とする。

(県内共通遊漁料の額及び納付の方法)

第9条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り（リール釣りを除く。）の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公表する組合指定取扱店において納付するものとする。なお、料金は消費税等を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金（円）
全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り（リール釣りを除く）	県内共通	1年	6,000

2 前項の規定にかかわらず、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を交付するも

のとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名（期間を1年とする遊漁承認証に限る。）
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁承認証名
- (4) 発行者名
- (5) その他参考になるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第8条第1項及び第9条第1項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 発行者名
- (4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に埼玉西部漁業協同組合共第3号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付された遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

五 入間漁業協同組合共第二号及び共第三号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

入間漁業協同組合

埼玉県飯能市大字阿須三百四十三番地の一

ロ 漁業権の免許番号

共第二号及び共第三号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

入間漁業協同組合共第2号及び共第3号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、入間漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第2号及び共第3号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ及びなまずをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第8条各項又は第9条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、さ手網、投網、釣りに限る。

- 2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規 模
投網	円周20m未満
さ手網	間口1m未満
釣り	道糸3本以内

- 3 あゆについては、組合で定めて公表した日から7月31日までは、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁してはならない。
- 4 釣りについては、組合で定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	組合で定めて公表した日から12月31日まで

ます類	3月1日から9月30日まで ただし、にじますは、第6条第2項に掲げる特設釣区から下流の有間川及び飯能市小瀬戸地先小瀬戸頭首工から下流の入間川においては1月1日から12月31日まで
わかさぎ	9月1日から翌年3月31日までの間で組合が定めて公表した期間
かじか	5月1日から12月31日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず	1月1日から12月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、日没から日の出までの間は釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
入間川（飯能市小瀬戸、扇橋から小瀬戸頭首工までの区域）	1月1日から 12月31日まで
入間川（笹井堰堤上流100メートルから下流200メートルまでの区域）	
中沢（飯能市南、第2堰堤から上流の区域）	
山中沢	
桜久保入	
蕨入	
有間川（飯能市上名栗、有間ダム流木止めから堰堤下流300メートルまでの区域）	
白岩沢（飯能市下名栗、鋼管工業から上流の区域）	
穴沢川	
湯の沢川	
湯ノ沢	
釜ノ入沢	
蕨入川（飯能市上名栗、蕨入堰から下流200メートルまでの区域）	

2 魚類の保護のため、組合が造成し標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示の期間中は遊漁してはならない。

3 魚類保護のため、魚道の上流5メートルから下流5メートルまでの区域においては、遊漁してはならない。

(釣り専用区等)

第6条 この漁場区域内で次表ア欄に掲げる区域においてはイ欄に掲げる期間中は、釣り以外の漁具・漁法で遊漁してはならない。

ア 区域	イ 期間
霞川	1月1日から12月31日まで ただし、入間川（有間橋から開運橋までの区間、鹿の戸堰から石原橋までの区間、中橋から新豊水橋までの区間）にあつては、10月第2土曜日から10月31日までの期間を除く
入間川（狭山市広瀬東、広瀬橋から田島屋堰までの区域）	
入間川（狭山市根岸、豊水橋下流堰堤から上流の全区域）	
成木川（飯能市下畑、両郡橋から下流の全区域）	
要害川及び唐沢	
中藤川及び中沢	
妻沢、小沢入川、和泉入沢川、湯基入川、炭谷川、柏木入川、人見入川、蕨入川、白岩沢川、山中沢川及び横倉入川	
有間川、白谷沢川、逆川、滝ノ入川、栃ノ木入川及び白岩沢	
不老川	

2 次の表のア欄に掲げる特設釣区においては、イ欄に掲げる漁具・漁法以外の漁具・漁法で遊漁してはならない。

ア 特設釣区の名称及び区域	イ 漁具・漁法
名称 有間溪谷観光釣場 区域 飯能市大字下名栗字落合地先の有間川550メートルの区域	釣り

(全長制限)

第7条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 全長

ます類	15センチメートル
こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第8条 遊漁料の額は、次表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所、組合が公表する組合指定取扱店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいい、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

遊漁承認証名	対象魚種	漁具・漁法	期間	料金（円）
甲種	全魚種	投網、さ手網、釣り	1年	8,000
			1日	2,000 現3,000
ます類券	全魚種。ただし、あゆを除く。	釣り	1日	1,200 現2,000
特乙券	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り	1年	5,000
			1日	700 現1,000
乙券	全魚種。ただし、あゆ、ます類、わかさぎを除く。	釣り（リール釣りを除く）	1年	3,000
			1日	400 現500

2 前項の規定にかかわらず、中学生以下は無料とし、障害者は同項に規定する2分の1に相当する額とする。

3 第6条第2項に掲げる特設釣区における遊漁料の額及び納付の方法は、第8条各項及び第9条各項の規定にかかわらず、組合が定めて公表した遊漁料の額及び納付の方法とする。

(県内共通遊漁料の額及び納付の方法)

第9条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り（リール釣りを除く。）の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公表する組合指定取扱店において納付するものとする。なお、料金は消費税等を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

魚 種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金（円）
全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り（リール釣りを除く）	県内共通	1年	6,000

2 前項の規定にかかわらず、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

（遊漁承認証に関する事項）

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を交付するものとする。

- （1）承認を受けた者の氏名（期間を1年とする遊漁承認証に限る。）
- （2）承認期間
- （3）遊漁承認証名
- （4）発行者名
- （5）その他参考になるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第8条第1項及び第9条第1項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第11条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第12条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

- （1）氏名
- （2）有効期間
- （3）発行者名
- （4）その他必要な事項

（違反者に対する措置）

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁

者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に入間漁業協同組合共第2号及び共第3号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

六 埼玉南部漁業協同組合共第二号、共第三号及び共第五号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

埼玉南部漁業協同組合

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目四十七番地

ロ 漁業権の免許番号

共第二号、共第三号及び共第五号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉南部漁業協同組合共第2号、共第3号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉南部漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第2号、共第3号及び共第5号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、かじか、わかさぎ及びなまずをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第8条各項又は第9条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、さ手網（まち網を含む。以下同じ。）、四つ手網、投網、やす突及び釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
さ手網	間口1m未満
四つ手網	長辺3m未満
投網	円周20m未満
釣り	道糸3本以内、幅は3mの範囲内

3 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
------	------

あ ゆ	組合で定めて公表した日から 1 2 月 3 1 日まで
ます類	3 月 1 日から 9 月 3 0 日まで ただし、にじますは 1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、う なぎ、どじょう、かじか、わかさぎ、 なまず	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日ま で

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
新河岸川（川越市城下町、新城下橋から川越市石 原町、石原橋までの区域）	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
伊佐沼（川越市伊佐沼、舟のり入れ禁止標識から 北区域）	
黒目川（朝霞市浜崎、岡橋から朝霞市田島、花の 木橋までの区域）	1 0 月 1 日から 1 0 月 1 5 日まで

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域において、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の上流 5 m から下流 5 m までの区域においては、遊漁をしてはならない。

(釣り専用区等)

第 6 条 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
荒川（志木市宗岡、秋ヶ瀬取水堰の上流 1 0 0 m から下流 2 0 0 m までの区域）	1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
新河岸川（川越市下新河岸、旭橋から川越市城下 町、新城下橋までの区域）	
九十川（川越市南田島、木の目橋から上流 2 0 0 m までの区域）	
びん沼川（さいたま市西区塚本町、砂塚橋から富 士見市南畑新田、南畑排水機場までの区域）	

新河岸川放水路（富士見市東大久保、三本木橋から上流の区域）	
丸堀（荒川、さいたま市西区西遊馬）	
山王沼（さいたま市西区二ツ宮）	
地蔵沼（さいたま市西区二ツ宮）	
旧荒川（桶川市川田谷「川田谷沼」、標識から北地区）	毎月1日から毎月15日まで
旧荒川（桶川市川田谷「川田谷沼」、標識から南地区）	毎月16日から毎月末日まで

（全長制限）

第7条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを遊漁をしてはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
あ ゆ	10センチメートル、ただし、所沢市久米地先里橋から新座市大和田地先英橋の柳瀬川に限る
ます類	15センチメートル
こ い	18センチメートル
う な ぎ	26センチメートル

（遊漁料の額及び納付の方法）

第8条 遊漁料の額は、次表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所、組合が公表する組合指定取扱店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

遊漁承認証名	魚 種	漁具・漁法	期間	料金（円）
甲 種	全魚種	さ手網、四つ手網、投網、やす突、釣り	1年	6,000
			1日	2,000
乙 種	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り	1年	4,000
			1日	600

2 前項の規定にかかわらず、中学生以下は無料とし、障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

（県内共通遊漁料の額及び納付の方法）

第9条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り（リール釣りを

除く。)の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公表する組合指定取扱店において納付するものとする。なお、料金は消費税等を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金(円)
全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り(リール釣りを除く)	県内共通	1年	6,000

2 前項の規定にかかわらず、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名(期間を1年とする遊漁承認証に限る。)

(2) 承認期間

(3) 遊漁承認証名

(4) 発行者名

(5) その他参考になるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第8条第1項及び第9条第1項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に埼玉南部漁業協同組合共第2号、共第3号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

七 児玉郡市漁業協同組合共第四号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

児玉郡市漁業協同組合

埼玉県本庄市本庄四丁目八番三十三号

ロ 漁業権の免許番号

共第四号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

児玉郡市漁業協同組合共第4号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、児玉郡市漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第4号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ及びなまずをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第8条各項又は第9条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、さ手網（すくい網を含む。以下同じ。）、四つ手網、投網及び釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規 模
さ手網	間口1 m以下
四つ手網	長辺1.5 m以下
投網	円周20 m以下
釣り	道糸2本以内

3 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
ます類	3月1日から9月30日まで ただし、にじますは1月1日か

	ら12月31日まで
わかさぎ	10月1日から3月31日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、 うなぎ、どじょう、なまず	1月1日から12月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、日没から日の出までの間は投網を使用して遊漁をしてはならない。

(禁止区域)

第5条 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

2 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

(釣り専用区等)

第6条 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
小山川（美里町殿ヶ谷戸、関越道の橋から下流500mの砂防堰堤までの区域）	1月1日から12月31日まで
備前渠川（本庄市大字久々宇、備前渠川第3樋管から下流1500mまでの区域）	
志戸川（美里町関、関越道の橋から下流500mの砂防堰堤までの区域）	
間瀬川（間瀬湖を含む）	

(全長制限)

第7条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
ます類	15センチメートル
こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第8条 遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所又は組合が公表する指定取扱店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいい、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱

ったものをいう。

遊漁承認証名	魚種	漁具・漁法	期間	料金（円）
甲種	全魚種	さ手網、四つ手網、投網、釣り	1年	6,000
			1日	800 現1,000
乙種	全魚種。ただし、ます類、わかさぎを除く。	釣り	1年 (第一間瀬湖を除く)	3,000
			1日	500 現700

- 2 前項の規定にかかわらず、小学生以下は無料とし、中学生及び身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。ただし、中学生は釣りによる遊漁の場合に限り無料とする。

(県内共通遊漁料の額及び納付の方法)

第9条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り（リール釣りを除く。）の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公表する指定取扱店に納付するものとする。なお、料金は、消費税等を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金（円）
全魚種。ただし、ます類を除く。	釣り（リール釣りを除く）	県内共通	1年	6,000

- 2 前項の規定にかかわらず、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名（期間1年とする遊漁承認証に限る。）
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁承認証名
- (4) 発行者名
- (5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第8条第1項及び第9条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に児玉郡市漁業協同組合共第4号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付された遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

八 埼玉県北部漁業協同組合共第五号及び共第六号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

埼玉県北部漁業協同組合

埼玉県加須市騎西五十一番地七

ロ 漁業権の免許番号

共第五号及び共第六号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉県北部漁業協同組合共第5号及び共第6号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉県北部漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第5号及び共第6号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ及びなまずをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条各項又は第8条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、四つ手網、投網、やす突及び釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規 模
四つ手網	間口1.5m以下
投網	円周20m以下
釣り	道糸2本以内

3 日没から日の出までは、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

4 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじ	1月1日から12月31日

よう、なまず	まで
わかさぎ	10月1日から3月31日 まで

(禁止区域)

第5条 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

2 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 全長
こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所又は組合が公表する組合指定取扱店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

遊漁承認証名	魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
甲種	全魚種	四つ手網、投網、やす突、釣り	1年	6,000
			1日	800
乙種		釣り	1年	4,000
			1日	500

2 前項の規定にかかわらず、中学生以下は無料とし、障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

(県内共通遊漁料の額及び納付の方法)

第8条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り（リール釣りを除く。）の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公表する組合指定取扱店において納付するものとする。なお、料金は消費税等を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金(円)
----	-------	--------	----	-------

全魚種	釣り（リール釣りを除く）	県内共通	1年	6,000
-----	--------------	------	----	-------

2 前項の規定にかかわらず、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名（期間を1年とする遊漁承認証に限る。）
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁承認証名
- (4) 発行者名
- (5) その他参考になるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第7条第1項及び第8条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第11条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 発行者名
- (4) その他必要な事項

（違反者に対する措置）

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

- 2 この規則の施行前に埼玉県北部漁業協同組合共第5号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

九 埼玉東部漁業協同組合共第五号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

埼玉東部漁業協同組合

埼玉県越谷市大間野町四丁目四十八番地二

ロ 漁業権の免許番号

共第五号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉東部漁業協同組合共第5号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉東部漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第5号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、わかさぎ及びなまずをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭によりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第8条各項又は第9条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、さ手網、うなぎ竹筒及び類似の筒（以下「うなぎ竹筒」という。）、四つ手網、投網、置ばり及び釣りに限る。

- 2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規 模
釣り	道糸3本以内

- 3 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
おいかわ、こい、ふな、うなぎ、 どじょう、わかさぎ、なまず	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
-------	-------

中川（八潮市圀（東京都境）、圀川合流点から上流 200 m までの区域）	1 月 1 日から 1 月 31 日まで
大場川（八潮市古新田（東京都境）、中川合流点から上流 100 m までの区域）	
元荒川（越谷市相模町、瓦曾根堰上流 20 m から下流 50 m までの区域）	
元荒川（さいたま市岩槻区末田、末田須賀堰上流 50 m から下流 110 m までの区域）	
権現堂川（幸手市権現堂、中川合流点（越流堤）から上流 200 m までの区域）	

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

（釣り専用区等）

第 6 条 次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
大落古利根川（松伏町松伏、寿橋から下流 100 m までの区域）	1 月 1 日から 1 月 31 日まで
葛西用水路（逆川用水（越谷市東大沢、新内橋から越谷市大沢、地藏橋までの区域））	
東京葛西用水（越谷市西方、瓦曾根取入口から下流 200 m までの区域）	

（全長制限）

第 7 条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 全長
こい	18 センチメートル
うなぎ	26 センチメートル

（遊漁料の額及び納付の方法）

第 8 条 遊漁料の額は、次表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所又は組合が公表する組合指定取扱店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の 1 年とは 3 月 1 日

から翌年2月末日までをいう。

遊漁承認証名	魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
特種	全魚種	四つ手網、投網、さ手網(間口1m未満)、うなぎ竹筒、置ばり、釣り	1年	8,000
			1日	1,000
甲種		四つ手網(間口3m以下)、投網(円周20m未満)、さ手網(間口1m未満)、うなぎ竹筒、置ばり、釣り	1年	5,000
			1日	700
乙種		釣り	1年	4,000
			1日	500

- 2 前項の規定にかかわらず、中学生以下は無料とし、障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

(県内共通遊漁料の額及び納付の方法)

第9条 前条各項の規定にかかわらず、次の表に掲げる魚種を釣り(リール釣りを除く。)の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公表する指定取扱店に納付するものとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金(円)
全魚種	釣り(リール釣りを除く)	県内共通	1年	6,000

- 2 前項の規定にかかわらず、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名(期間を1年とする遊漁承認証に限る。)
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁承認証名
- (4) 発行者名
- (5) その他参考になるべき事項

- 2 遊漁承認証の交付は、第8条第1項及び第9条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

- 3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に埼玉東部漁業協同組合共第5号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

十 入間漁業協同組合及び奥多摩漁業協同組合共第七号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

入間漁業協同組合

埼玉県飯能市大字阿須三百四十三番地の一

ロ 漁業権の免許番号

共第七号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

入間漁業協同組合及び奥多摩漁業協同組合共第7号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、入間漁業協同組合及び奥多摩漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第7号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条各項又は第8条各項の遊漁料を納付しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、入間漁業協同組合共第2号及び共第3号第五種共同漁業権遊漁規則又は奥多摩漁業協同組合内共第4号第五種共同漁業権遊漁規則により発行した遊漁承認証を持つ者は、遊漁の承認を受け、及び遊漁料を納めた者とみなす。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内で行われなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
釣り	道糸1本

3 この漁場の区域内では、日没から日の出までの間は、遊漁してはならない。

4 釣りについては、組合で定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間で行われなければならない。

ア 魚種	イ 遊漁期間
------	--------

あゆ	組合が定めて公示した日から12月31日まで
ます類	3月1日から9月30日まで ただし、にじますについては1月1日から12月31日まで
かじか	5月1日から10月31日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁してはならない。

2 魚類保護のため、魚道の上流5mから下流5mまでの区域においては、遊漁してはならない。

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
あゆ	10センチメートル
ます類	15センチメートル
こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所又は組合が公表する組合指定取扱店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいい、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

遊漁承認証名	対象魚種	漁具・漁法	期間	料金（円）
甲 種	全魚種	釣り	1年	8,000
			1日	2,000 現3,000
ます類券	全魚種。ただし、あゆを除く。		1日	1,200 現2,000

特乙券	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。		1年	5,000
			1日	700 現1,000
乙券	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り（リール釣りを除く）	1年	3,000
			1日	400 現500

2 前項の規定にかかわらず、中学生以下は無料とし、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

（県内共通遊漁料の額及び納付の方法）

第8条 前条各項の規定にかかわらず、埼玉県区域において、次の表に掲げる魚種を釣り（リール釣りを除く。）の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公表する指定取扱店に納付するものとする。なお、料金は、消費税等を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金（円）	区域
全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り（リール釣りを除く）	県内共通	1年	6,000	埼玉県の区域内

2 前項の規定にかかわらず、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

（1）承認を受けた者の氏名（期間を1年とする遊漁承認証に限る。）

（2）承認期間

（3）遊漁承認証名

（4）発行者名

（5）その他参考になるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第7条第1項及び第8条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第10条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求

があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に入間漁業協同組合共第6号第五種共同漁業権遊漁規則、奥多摩漁業協同組合共第6号第五種共同漁業権遊漁規則、入間漁業協同組合共第2号及び共第3号第五種共同漁業権遊漁規則及び奥多摩漁業協同組合内共第4号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付された遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

十一 入間漁業協同組合及び奥多摩漁業協同組合共第七号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

奥多摩漁業協同組合

東京都青梅市御岳二丁目三百三十三番地

ロ 漁業権の免許番号

共第七号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

入間漁業協同組合及び奥多摩漁業協同組合共第7号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、入間漁業協同組合及び奥多摩漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第7号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条各項又は第8条各項の遊漁料を納付しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、入間漁業協同組合共第2号及び共第3号第五種共同漁業権遊漁規則又は奥多摩漁業協同組合内共第4号第五種共同漁業権遊漁規則により発行した遊漁承認証を持つ者は、遊漁の承認を受け、及び遊漁料を納めた者とみなす。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内で行われなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
釣り	道糸1本

3 この漁場の区域内では、日没から日の出までの間は、遊漁してはならない。

4 釣りについては、組合で定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間で行われなければならない。

ア 魚種	イ 遊漁期間
------	--------

あゆ	組合が定めて公示した日から12月31日まで
ます類	3月1日から9月30日まで ただし、にじますについては1月1日から12月31日まで
かじか	5月1日から10月31日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁してはならない。

2 魚類保護のため、魚道の上流5mから下流5mまでの区域においては、遊漁してはならない。

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
あゆ	10センチメートル
ます類	15センチメートル
こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所又は組合が公表する組合指定取扱店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいい、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

遊漁承認証名	対象魚種	漁具・漁法	期間	料金（円）
甲 種	全魚種	釣り	1年	8,000
			1日	2,000 現3,000
ます類券	全魚種。ただし、あゆを除く。		1日	1,200 現2,000

特乙券	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。		1年	5,000
			1日	700 現1,000
乙券	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り（リール釣りを除く）	1年	3,000
			1日	400 現500

2 前項の規定にかかわらず、中学生以下は無料とし、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

（県内共通遊漁料の額及び納付の方法）

第8条 前条各項の規定にかかわらず、埼玉県区域において、次の表に掲げる魚種を釣り（リール釣りを除く。）の漁具・漁法を使用して遊漁をする場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、遊漁承認証を発行する埼玉県漁業協同組合連合会、県内各漁業協同組合事務所及び県内各漁業協同組合が公表する指定取扱店に納付するものとする。なお、料金は、消費税等を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

魚種	漁具・漁法	遊漁承認証名	期間	料金（円）	区域
全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。	釣り（リール釣りを除く）	県内共通	1年	6,000	埼玉県の区域内

2 前項の規定にかかわらず、身体障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

（1）承認を受けた者の氏名（期間を1年とする遊漁承認証に限る。）

（2）承認期間

（3）遊漁承認証名

（4）発行者名

（5）その他参考になるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第7条第1項及び第8条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第10条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求

があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に入間漁業協同組合共第6号第五種共同漁業権遊漁規則、奥多摩漁業協同組合共第6号第五種共同漁業権遊漁規則、入間漁業協同組合共第2号及び共第3号第五種共同漁業権遊漁規則及び奥多摩漁業協同組合内共第4号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付された遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

十二 埼玉南部漁業協同組合及び東京東部漁業協同組合共第八号第五種共同漁業権

遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

埼玉南部漁業協同組合

埼玉県さいたま市大宮区宮町二丁目四十七番地

ロ 漁業権の免許番号

共第八号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉南部漁業協同組合及び東京東部漁業協同組合共第8号第五種共同漁業権
遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉南部漁業協同組合及び東京東部漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第8号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（こい、ふな、うなぎ及びなまずをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、埼玉南部漁業協同組合共第2号、共第3号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則により発行した遊漁承認証を持つ者は、遊漁の承認を受け、及び遊漁料を納めた者とみなす。
- 6 第4項の規定にかかわらず、埼玉県漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を持つ者は、埼玉県の区域で遊漁をする場合に限り、遊漁の承認を受け、及び遊漁料を納めた者とみなす。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、さ手網、四つ手網、投網、やす突及び釣りに限る。

- 2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
四つ手網	長辺3m未満
投網	円周20m未満
釣り	道糸3本以内、幅は3mの範囲内

- 3 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
こい、ふな、うなぎ、なまず	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

(体長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを遊漁をしてはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次表のとおりとし、その納付場所は、組合事務所、組合が公表する組合指定取扱店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

遊漁承認証名	魚 種	漁具・漁法	期間	料金（円）
甲 種	全魚種	さ手網、四つ手網、投網、 やす突、釣り	1年	6,000
			1日	2,000
乙 種		釣り	1年	4,000
			1日	600

2 前項の規定にかかわらず、中学生以下は無料とし、障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名（期間を1年とする遊漁承認証に限る。）
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁承認証名

(4) 発行者名

(5) その他参考になるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第7条第1項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に埼玉南部漁業協同組合及び東京東部漁業協同組合共第7号第五種共同漁業権遊漁規則、埼玉南部漁業協同組合共第2号、共第3号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

十三 埼玉南部漁業協同組合及び東京東部漁業協同組合共第八号第五種共同漁業権

遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

東京東部漁業協同組合

東京都江戸川区江戸川四丁目十六番地三十六

ロ 漁業権の免許番号

共第八号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉南部漁業協同組合及び東京東部漁業協同組合共第8号第五種共同漁業権
遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉南部漁業協同組合及び東京東部漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第8号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（こい、ふな、うなぎ及びなまずをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条各項に掲げる遊漁料を納付しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、埼玉南部漁業協同組合共第2号、共第3号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則により発行した遊漁承認証を持つ者は、遊漁の承認を受け、及び遊漁料を納めた者とみなす。
- 6 第4項の規定にかかわらず、埼玉県漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を持つ者は、埼玉県の区域で遊漁をする場合に限り、遊漁の承認を受け、及び遊漁料を納めた者とみなす。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、さ手網、四つ手網、投網、やす突及び釣りに限る。

- 2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
四つ手網	長辺3m未満
投網	円周20m未満
釣り	道糸3本以内、幅は3mの範囲内

- 3 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
こい、ふな、うなぎ、なまず	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は遊漁をしてはならない。

(体長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを遊漁をしてはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
こい	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次表のとおりとし、その納付場所は、組合事務所、組合が公表する組合指定取扱店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいう。

遊漁承認証名	魚 種	漁具・漁法	期間	料金（円）
甲 種	全魚種	さ手網、四つ手網、投網、 やす突、釣り	1年	6,000
			1日	2,000
乙 種		釣り	1年	4,000
			1日	600

2 前項の規定にかかわらず、中学生以下は無料とし、障害者は同項に規定する額の2分の1に相当する額とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名（期間を1年とする遊漁承認証に限る。）
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁承認証名

(4) 発行者名

(5) その他参考になるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第7条第1項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁をする場合には、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁をする場合には、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に埼玉南部漁業協同組合及び東京東部漁業協同組合共第7号第五種共同漁業権遊漁規則、埼玉南部漁業協同組合共第2号、共第3号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

十四 埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、
鳥川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第九号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

埼玉中央漁業協同組合

埼玉県熊谷市久下千六百九十二番地七

ロ 漁業権の免許番号

共第九号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、
烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第9号第五種共同漁業権遊漁規
則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部
漁業協同組合、烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合（以下「組合」という。）
が免許を受けた共第9号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）
区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、
ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう及びなまずをいう。
以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事
項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ漁場を管轄する組
合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によるものとする。

3 組合は、前項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除
き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項に掲げる遊漁料を納付しなけ
ればならない。

5 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる遊漁規則により発行したイ欄
に掲げる期間を1年とする遊漁承認証を持つ者は、全魚種において遊漁の承認を
受け、及び遊漁料を納めた者とみなす。

ア 第五種共同漁業権遊漁規則名	イ 遊漁承認証
埼玉中央漁業協同組合共第1号、共第4号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則	甲種、ます類券
児玉郡市漁業協同組合共第4号第五種共同漁業権遊漁規則	甲種
埼玉県北部漁業協同組合共第5号及び共第6号第五種共同漁業権遊漁規則	甲種
烏川漁業協同組合遊漁規則 (共第5号第五種共同漁業権)	全魚種網、全魚種釣り、 雑魚釣り
東毛漁業協同組合遊漁規則 (共第3号及び共第8号第五種共同漁業権)	全魚種網、全魚種釣り

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
釣り	道糸2本以内

3 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月1日以降で組合が定めて公表した日から12月31日まで
ます類	3月1日から9月20日まで ただし、にじますは、1月1日から12月31日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間中は、ウ欄に掲げる魚種を遊漁してはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 魚種
利根川(右岸埼玉県行田市須加、左岸群馬県千代田町上中森、利根大堰上流160メートルから下流200メートルまでの区域)	1月1日から9月30日まで	全魚種
利根川(右岸埼玉県行田市須加、左岸群馬県千代田町上中森、利根大堰上流160メートルから下流500メートルまでの区域)	10月1日から12月31日まで	全魚種
利根川(右岸埼玉県深谷市中瀬、左岸群馬県伊勢崎市境平塚、上武大橋)	10月1日から10月31日まで	あゆ

上流1500メートルから下流500メートルまでの区域)		
-----------------------------	--	--

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間中は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
ます類	15センチメートル
うぐい	8センチメートル
こい	18センチメートル
うなぎ	30センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所又は組合がそれぞれ公表する指定取扱店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は、消費税及び地方消費税を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいい、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

遊漁承認証名	対象魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
埼玉県共第9号 共通	全魚種	釣り	1年	6,000
			1日	1,000 現1,500
	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。			500 現1,000

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名(ただし、期間を1年とする遊漁承認証に限る)

(2) 承認期間

(3) 遊漁承認証名

(4) 発行者名

(5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第7条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行

うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域においては、川底を攪はんし、遊漁してはならない。

(1) 第5条第2項の標識がある産卵場の付近の区域

(2) 人工ふ化放流の標識の付近の区域

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第8号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

十五 埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、
鳥川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第九号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

児玉郡市漁業協同組合

埼玉県本庄市本庄四丁目八番三十三号

ロ 漁業権の免許番号

共第九号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、
烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第9号第五種共同漁業権遊漁規
則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部
漁業協同組合、烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合（以下「組合」という。）
が免許を受けた共第9号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）
区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、
ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう及びなまずをいう。
以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事
項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ漁場を管轄する組
合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によるものとする。

3 組合は、前項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除
き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項に掲げる遊漁料を納付しなけ
ればならない。

5 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる遊漁規則により発行したイ欄
に掲げる期間を1年とする遊漁承認証を持つ者は、全魚種において遊漁の承認を
受け、及び遊漁料を納めた者とみなす。

ア 第五種共同漁業権遊漁規則名	イ 遊漁承認証
埼玉中央漁業協同組合共第1号、共第4 号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則	甲種、ます類券
児玉郡市漁業協同組合共第4号第五種共 同漁業権遊漁規則	甲種
埼玉県北部漁業協同組合共第5号及び共 第6号第五種共同漁業権遊漁規則	甲種
烏川漁業協同組合遊漁規則 (共第5号第五種共同漁業権)	全魚種網、全魚種釣り、 雑魚釣り
東毛漁業協同組合遊漁規則 (共第3号及び共第8号第五種共同漁業 権)	全魚種網、全魚種釣り

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
釣り	道糸2本以内

3 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月1日以降で組合が定めて公表した日から12月31日まで
ます類	3月1日から9月20日まで ただし、にじますは、1月1日から12月31日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間中は、ウ欄に掲げる魚種を遊漁してはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 魚種
利根川(右岸埼玉県行田市須加、左岸群馬県千代田町上中森、利根大堰上流160メートルから下流200メートルまでの区域)	1月1日から9月30日まで	全魚種
利根川(右岸埼玉県行田市須加、左岸群馬県千代田町上中森、利根大堰上流160メートルから下流500メートルまでの区域)	10月1日から12月31日まで	全魚種
利根川(右岸埼玉県深谷市中瀬、左岸群馬県伊勢崎市境平塚、上武大橋)	10月1日から10月31日まで	あゆ

上流1500メートルから下流500メートルまでの区域)		
-----------------------------	--	--

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間中は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
ます類	15センチメートル
うぐい	8センチメートル
こい	18センチメートル
うなぎ	30センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所又は組合がそれぞれ公表する指定取扱店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は、消費税及び地方消費税を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいい、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

遊漁承認証名	対象魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
埼玉県共第9号 共通	全魚種	釣り	1年	6,000
			1日	1,000 現1,500
	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。			500
				現1,000

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名(ただし、期間を1年とする遊漁承認証に限る)

(2) 承認期間

(3) 遊漁承認証名

(4) 発行者名

(5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第7条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行

うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域においては、川底を攪はんし、遊漁してはならない。

(1) 第5条第2項の標識がある産卵場の付近の区域

(2) 人工ふ化放流の標識の付近の区域

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第8号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

十六 埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、
鳥川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第九号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

埼玉県北部漁業協同組合

埼玉県加須市騎西五十一番地七

ロ 漁業権の免許番号

共第九号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、
烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第9号第五種共同漁業権遊漁規
則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部
漁業協同組合、烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合（以下「組合」という。）
が免許を受けた共第9号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）
区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、
ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう及びなまずをいう。
以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事
項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ漁場を管轄する組
合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によるものとする。

3 組合は、前項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除
き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項に掲げる遊漁料を納付しなけ
ればならない。

5 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる遊漁規則により発行したイ欄
に掲げる期間を1年とする遊漁承認証を持つ者は、全魚種において遊漁の承認を
受け、及び遊漁料を納めた者とみなす。

ア 第五種共同漁業権遊漁規則名	イ 遊漁承認証
埼玉中央漁業協同組合共第1号、共第4号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則	甲種、ます類券
児玉郡市漁業協同組合共第4号第五種共同漁業権遊漁規則	甲種
埼玉県北部漁業協同組合共第5号及び共第6号第五種共同漁業権遊漁規則	甲種
烏川漁業協同組合遊漁規則 (共第5号第五種共同漁業権)	全魚種網、全魚種釣り、 雑魚釣り
東毛漁業協同組合遊漁規則 (共第3号及び共第8号第五種共同漁業権)	全魚種網、全魚種釣り

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
釣り	道糸2本以内

3 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月1日以降で組合が定めて公表した日から12月31日まで
ます類	3月1日から9月20日まで ただし、にじますは、1月1日から12月31日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間中は、ウ欄に掲げる魚種を遊漁してはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 魚種
利根川(右岸埼玉県行田市須加、左岸群馬県千代田町上中森、利根大堰上流160メートルから下流200メートルまでの区域)	1月1日から9月30日まで	全魚種
利根川(右岸埼玉県行田市須加、左岸群馬県千代田町上中森、利根大堰上流160メートルから下流500メートルまでの区域)	10月1日から12月31日まで	全魚種
利根川(右岸埼玉県深谷市中瀬、左岸群馬県伊勢崎市境平塚、上武大橋)	10月1日から10月31日まで	あゆ

上流1500メートルから下流500メートルまでの区域)		
-----------------------------	--	--

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間中は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
ます類	15センチメートル
うぐい	8センチメートル
こい	18センチメートル
うなぎ	30センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所又は組合がそれぞれ公表する指定取扱店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は、消費税及び地方消費税を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいい、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

遊漁承認証名	対象魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
埼玉県共第9号 共通	全魚種	釣り	1年	6,000
			1日	1,000 現1,500
	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。			500 現1,000

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名(ただし、期間を1年とする遊漁承認証に限る)

(2) 承認期間

(3) 遊漁承認証名

(4) 発行者名

(5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第7条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行

うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域においては、川底を攪はんし、遊漁してはならない。

(1) 第5条第2項の標識がある産卵場の付近の区域

(2) 人工ふ化放流の標識の付近の区域

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第8号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

十七 埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、
烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第九号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

烏川漁業協同組合

群馬県高崎市倉賀野町七百九十四番地二十四

ロ 漁業権の免許番号

共第九号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、
烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第9号第五種共同漁業権遊漁規
則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部
漁業協同組合、烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合（以下「組合」という。）
が免許を受けた共第9号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）
区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、
ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう及びなまずをいう。
以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事
項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ漁場を管轄する組
合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によるものとする。

3 組合は、前項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除
き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項に掲げる遊漁料を納付しなけ
ればならない。

5 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる遊漁規則により発行したイ欄
に掲げる期間を1年とする遊漁承認証を持つ者は、全魚種において遊漁の承認を
受け、及び遊漁料を納めた者とみなす。

ア 第五種共同漁業権遊漁規則名	イ 遊漁承認証
埼玉中央漁業協同組合共第1号、共第4号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則	甲種、ます類券
児玉郡市漁業協同組合共第4号第五種共同漁業権遊漁規則	甲種
埼玉県北部漁業協同組合共第5号及び共第6号第五種共同漁業権遊漁規則	甲種
烏川漁業協同組合遊漁規則 (共第5号第五種共同漁業権)	全魚種網、全魚種釣り、 雑魚釣り
東毛漁業協同組合遊漁規則 (共第3号及び共第8号第五種共同漁業権)	全魚種網、全魚種釣り

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
釣り	道糸2本以内

3 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月1日以降で組合が定めて公表した日から12月31日まで
ます類	3月1日から9月20日まで ただし、にじますは、1月1日から12月31日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間中は、ウ欄に掲げる魚種を遊漁してはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 魚種
利根川(右岸埼玉県行田市須加、左岸群馬県千代田町上中森、利根大堰上流160メートルから下流200メートルまでの区域)	1月1日から9月30日まで	全魚種
利根川(右岸埼玉県行田市須加、左岸群馬県千代田町上中森、利根大堰上流160メートルから下流500メートルまでの区域)	10月1日から12月31日まで	全魚種
利根川(右岸埼玉県深谷市中瀬、左岸群馬県伊勢崎市境平塚、上武大橋)	10月1日から10月31日まで	あゆ

上流1500メートルから下流500メートルまでの区域)		
-----------------------------	--	--

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間中は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
ます類	15センチメートル
うぐい	8センチメートル
こい	18センチメートル
うなぎ	30センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所又は組合がそれぞれ公表する指定取扱店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は、消費税及び地方消費税を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいい、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

遊漁承認証名	対象魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
埼玉県共第9号 共通	全魚種	釣り	1年	6,000
			1日	1,000 現1,500
	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。			500 現1,000

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名(ただし、期間を1年とする遊漁承認証に限る)

(2) 承認期間

(3) 遊漁承認証名

(4) 発行者名

(5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第7条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行

うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域においては、川底を攪はんし、遊漁してはならない。

(1) 第5条第2項の標識がある産卵場の付近の区域

(2) 人工ふ化放流の標識の付近の区域

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第8号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

十八 埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、
烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第九号第五種共同漁業権遊漁規則

イ 漁業権者の名称及び住所

東毛漁業協同組合

群馬県伊勢崎市曲輪町二十一番五号

ロ 漁業権の免許番号

共第九号

ハ 遊漁規則の施行の日

令和六年一月一日

ニ 遊漁規則の全文

次のとおり

埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、
烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第9号第五種共同漁業権遊漁規
則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部
漁業協同組合、烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合（以下「組合」という。）
が免許を受けた共第9号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）
区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている魚種（あゆ、
ます類、うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう及びなまずをいう。
以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事
項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ漁場を管轄する組
合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によるものとする。

3 組合は、前項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除
き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項に掲げる遊漁料を納付しなけ
ればならない。

5 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる遊漁規則により発行したイ欄
に掲げる期間を1年とする遊漁承認証を持つ者は、全魚種において遊漁の承認を
受け、及び遊漁料を納めた者とみなす。

ア 第五種共同漁業権遊漁規則名	イ 遊漁承認証
埼玉中央漁業協同組合共第1号、共第4 号及び共第5号第五種共同漁業権遊漁規則	甲種、ます類券
児玉郡市漁業協同組合共第4号第五種共 同漁業権遊漁規則	甲種
埼玉県北部漁業協同組合共第5号及び共 第6号第五種共同漁業権遊漁規則	甲種
烏川漁業協同組合遊漁規則 (共第5号第五種共同漁業権)	全魚種網、全魚種釣り、 雑魚釣り
東毛漁業協同組合遊漁規則 (共第3号及び共第8号第五種共同漁業 権)	全魚種網、全魚種釣り

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場区域内で使用できる漁具・漁法は、釣りに限る。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模
釣り	道糸2本以内

3 釣りについては、組合が定めて公表した漁具・漁法以外の漁具・漁法を使用して遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月1日以降で組合が定めて公表した日から12月31日まで
ます類	3月1日から9月20日まで ただし、にじますは、1月1日から12月31日まで
うぐい、おいかわ、こい、ふな、うなぎ、どじょう、なまず	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間中は、ウ欄に掲げる魚種を遊漁してはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 魚種
利根川(右岸埼玉県行田市須加、左岸群馬県千代田町上中森、利根大堰上流160メートルから下流200メートルまでの区域)	1月1日から9月30日まで	全魚種
利根川(右岸埼玉県行田市須加、左岸群馬県千代田町上中森、利根大堰上流160メートルから下流500メートルまでの区域)	10月1日から12月31日まで	全魚種
利根川(右岸埼玉県深谷市中瀬、左岸群馬県伊勢崎市境平塚、上武大橋)	10月1日から10月31日まで	あゆ

上流1500メートルから下流500メートルまでの区域)		
-----------------------------	--	--

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間中は遊漁をしてはならない。

3 魚類の保護のため、魚道の区域においては、遊漁をしてはならない。

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
ます類	15センチメートル
うぐい	8センチメートル
こい	18センチメートル
うなぎ	30センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとし、その遊漁料は、組合事務所又は組合がそれぞれ公表する指定取扱店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。なお、料金は、消費税及び地方消費税を含み、期間の欄の1年とは3月1日から翌年2月末日までをいい、料金の欄の「現」とは遊漁承認証を漁場で取り扱ったものをいう。

遊漁承認証名	対象魚種	漁具・漁法	期間	料金(円)
埼玉県共第9号 共通	全魚種	釣り	1年	6,000
			1日	1,000 現1,500
	全魚種。ただし、あゆ、ます類を除く。			500 現1,000

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名(ただし、期間を1年とする遊漁承認証に限る)

(2) 承認期間

(3) 遊漁承認証名

(4) 発行者名

(5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、第7条第1項に規定する場所又は漁場監視員において行

うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域においては、川底を撈はんし、遊漁してはならない。

(1) 第5条第2項の標識がある産卵場の付近の区域

(2) 人工ふ化放流の標識の付近の区域

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は記章を付けるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 発行者名

(4) その他必要な事項

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行前に埼玉中央漁業協同組合、児玉郡市漁業協同組合、埼玉県北部漁業協同組合、烏川漁業協同組合及び東毛漁業協同組合共第8号第五種共同漁業権遊漁規則の規定により交付した遊漁承認証は、その期間内は有効なものとする。

告 示

埼玉県告示第九十一号

測量計画機関である日高市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

日高市

二 作業種類

公共測量 デジタル航空写真（地上画素寸法十センチメートル）

三 作業地域

日高市全域

四 作業期間

令和五年十二月十五日から令和六年三月十五日まで

告 示

埼玉県告示第九十二号

測量計画機関である鴻巣市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

鴻巣市

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

三 作業地域

鴻巣市川面地内

四 作業期間

令和五年十二月十三日から令和六年二月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第九十三号

令和五年埼玉県告示第千七百七十八号で公示した公共測量は、令和五年十一月三十日終了した旨測量計画機関である東松山市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第九十四号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部河川環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年一月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 河川の名称

利根川水系一級河川綾瀬川

二 廃川敷地等が生じた年月日

令和六年一月三十日

三 廃川敷地等の位置

草加市長栄四丁目千九十五番四十三

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地

四三・三二平方メートル

告 示

埼玉県告示第九十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和六年一月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 組合の名称

国道二百五十四号バイパスふじみ野地区土地区画整理組合

二 事業施行期間

令和三年三月三十日から令和七年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県ふじみ野市福岡字川通、字西角の各一部、福岡新田字北谷、字西川通、字谷中の各一部、谷田二丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県ふじみ野市福岡新田百十六番二

五 設立認可の年月日

令和三年三月三十日

六 変更の内容

第五条中「埼玉県ふじみ野市福岡新田百十八番十一」を「埼玉県ふじみ野市福岡新田百十六番二」に変更する。

第八条中「六人」を「七人」に変更する。

七 変更認可の年月日

令和六年一月三十日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年一月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年一月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

<p>路 線 名</p>	<p>一般国道二百五十四号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>ふじみ野市福岡新田字西川通二一〇番八地先から同市福岡新田字谷中一二四番一地先まで （ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和六年一月三十日</p>
<p>備 考</p>	<p>令和四年一月二十八日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二二八・四九メートル</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和六年一月三十日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年一月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 二百五十四号 ふじみ野市福岡新田字西川通二一〇番八地先から

同市福岡新田字谷中一二四番一地先まで

（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和六年一月三十一日

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年一月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年一月三十日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

<p>路 線 名</p>	<p>本庄寄居線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>本庄市北堀字野林七九九番一地先から同市北堀字北裏六六五番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和六年二月一日</p>
<p>備考</p>	<p>令和元年九月十三日付け埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長二二八・三一メートル</p>